

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、次のとおり公表する。

令和 5 年 11 月 29 日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣  
 同 吉 川 知 恵 子  
 同 中 家 華 江  
 同 しきだ 博 昭  
 同 松 本 清

1 措置の対象となった監査の結果

令和 5 年 7 月 11 日神奈川県監査委員公表第 14 号で公表した不適切事項のうち教育委員会を除く 17 か所に係る 19 事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

(1) 総務局

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県高津県税事務所	令和 5 年 4 月 25 日（令和 5 年 2 月 16 日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、リンクス溝の口事務室等清掃業務委託（契約額 1,370,600 円）について、平成 20 年 3 月 28 日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が 100 万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。	不適切事項については、公表対象となることに対する認識が不十分であったことによるものであり、令和 5 年 4 月 26 日に公表した。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解向上を図るとともに、複数の職員によるチェック体制を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。

(2) 暮らし安全防災局

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県温泉地学研究所	令和 5 年 3 月 16 日（令和 5 年 1 月 11 日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、次のとおり誤りがあった。 1 エックス線回折装置賃借料ほか 1 件（契約額計 10,973,160 円）に係る令和	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 エックス線回折装置賃借料ほか 1 件の支払遅延については、普段保管しているフォルダと別

		<p>4年6月分の支払額2件、164,670円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。</p> <p>2 令和4年4月分の電気代1,089円の支払に当たり、口座振替指定日までの支出手続を行っていなかった。これにより、前渡金受領職員公共料金口座の残高不足が生じたため、同年3月分のモバイルM2M回線使用料2,640円を支払期限より後に支払っていた。</p>	<p>のフォルダに保管したことにより支出手続を失念したこと及び進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、請求書を決まったフォルダに保管するとともに、複数の職員による執行確認表の確認を改めて徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 モバイルM2M回線使用料の支払遅延については、事務処理手順の誤認及び進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、電気代の支払を電気料金等振込通知票に基づく支払とするとともに、複数の職員による執行確認表の確認を改めて徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
--	--	---	--

(3) 環境農政局

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立かながわ農業アカデミー	令和5年4月4日（令和5年2月9日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、令和4年8月分の水道料ほか1件、630,569円の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。	不適切事項については、担当者の確認不足に加え、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、記録の作成を執行伺いの余白に記載する方法から別紙様式で作成する方法に変更するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県水産技術センター	令和5年4月20日（令和5年1月19日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和4年3月分の水道料金8,030円の支払に当たり、口座振替指定	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。

		日までの支出手続を行って いなかった。これにより、前渡 金受領職員公共料金口座の残 高不足が生じたため、同年5 月分の三崎水産物地方卸売市 場施設使用料358,040円を支払 期限より後に支払っていた。	今後は、このようなことがない よう、進行管理表等により各職員 の業務の進捗状況を共有し、複数 の職員による確認体制を強化する ことにより再発防止に取り組み、 適正な事務執行に努める。
神奈川県水産 技術センター 相模湾試験場	令和5年3月 2日（令和5 年1月23日職 員調査）	（不適切事項） 契約事務において、漁業調 査指導船用免税軽油の買い入 れ契約（単価契約、129.80円 ／1リットル、契約期間：令 和4年4月1日から令和5年 3月31日まで）の締結に当た り、契約日が令和4年4月4 日であるにもかかわらず、契 約の効力について遡及条項を 設けることなくその効力を遡 及させていた。	不適切事項については、担当者 の認識不足及び決裁過程における チェック機能も不十分であったこ とによるものである。 今後は、このようなことがない よう、決裁の過程において、複数 の職員による確認体制を強化する ことにより再発防止に取り組み、 適正な事務執行に努める。

(4) 福祉子どもみらい局

出先機関で認められた不適切事項

監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立女 性相談所	令和5年4月 20日（令和5 年3月10日職 員調査）	（不適切事項） 契約事務において、女性電 話相談対応業務委託契約（契 約額3,449,600円）について、 再度入札の不調による随意契 約の締結に当たり、神奈川県 財務規則運用通知に定める見 積合せを省略できる要件に該 当しないにもかかわらず、一 者随意契約を行っていた。	不適切事項については、神奈川 県財務規則運用通知に対する理解 が不十分であったこと及び決裁過 程におけるチェック機能が働いて いなかったことによるものであ る。 今後は、このようなことがない よう、関係規定の理解の向上を図 るとともに、事務処理の際には入 札から契約までのフロー図を添付 し確認を強化することにより再発 防止に取り組み、適正な事務執行 に努める。
神奈川県立お おいそ学園	令和5年4月 25日（令和5 年3月8日職 員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和5 年2月分のオンライン学習用 回線使用料30,690円につい て、支払期限までに支払を行 っていなかった。	不適切事項については、進行管 理が不十分であったことによるも のである。 今後は、このようなことがない よう、進行管理表に「前渡金受領 日」及び「支払日」の項目を設 け、前渡金の払出しまで各職員の

			業務の進捗状況を共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
--	--	--	--

(5) 健康医療局

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県衛生研究所	令和5年2月28日（令和4年12月13日及び同月14日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、共架電線（共架する電柱2本）に係る行政財産の使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和2年11月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額 53,985円のうち13,648円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。	不適切事項については、管理する財産の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、管理する財産について、複数の職員で定期的に点検を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所	令和5年4月25日（令和5年3月27日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、空調設備保守管理業務委託契約（契約金額660,000円）について、業務の一部が完了していないにもかかわらず、履行済みとして検査を完了し、契約金額全額を支払っていた。	不適切事項については、仕様書の内容についての理解及び所属としての確認体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、研修を積極的に受講するなどにより職員のスキルを高めるとともに、複数の職員で契約書、仕様書等の内容確認を行うこととする確認体制の強化により再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。

(6) 県土整備局

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県横須賀土木事務所	令和5年2月21日（令和5年1月11日から同月13日まで職員調査）	（不適切事項） 物品管理事務において、次のとおり誤りがあった。 1 指定管理者から無償で譲渡を受けたカラー複合機等備品29点（価格計4,493,713	不適切事項の物品管理事務については、次のとおり措置した。 1 指定管理者から無償で譲渡を受けた備品について出納及び管理に係る手続を行っていなかった。

		<p>円)について、出納の通知や備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の出納及び管理に係る手続を行っていなかった。</p> <p>2 天幕(テント)等2点(価格計176,310円)について、不用決定を行わないまま処分していた。</p>	<p>たことについては、指定管理に係る物品管理業務の扱いに関する関係規定の理解や物品管理担当者との指定管理担当者間の事務引継ぎが不十分であったこと及び当該業務の遂行についてチェック体制が十分機能していなかったことによるものであり、令和5年3月20日に備品台帳への記録及び物品管理票の作成を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、業務に係る職員に対して、関係規定の理解の向上や担当者間の事務引継ぎを確実にを行うよう指導するとともに、改めて複数職員によるチェック体制を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 天幕等を不用決定を行わないまま処分していたことについては、性能が低下し不用となった物品の取扱いに係る関係規定の理解や担当者間の事務引継ぎが不十分であったこと及び当該物品の不用決定についてチェック体制が十分機能していなかったことによるものであり、令和5年1月24日に不用決定を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、業務に係る職員に対して、関係規定の理解の向上や担当者間の事務引継ぎを確実にを行うよう指導するとともに、改めて複数職員によるチェック体制を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県平塚土木事務所	令和5年2月3日(令和4年12月7日から同月9日まで職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、国道134号湘南大橋(下り線)P7耐震補強工事(契約額279,510,000円)について、契約期間の延長に当たり、契約	不適切事項については、現場状況の変化により、現場着手前の調整に不測の時間を要したこと等により、契約期間の満了を失念したことによるものである。

		書で定める工期末である令和4年7月29日までに変更契約を締結すべきところ、同年8月9日に締結していた。	今後は、このようなことがないよう、契約中の工事及びその工期を一覧にした進行管理表を作成した上で、進行管理表のチェック方法等を定めた「契約変更手続きの進行管理マニュアル」に基づき、所長、部長、課長及び班長が進行管理を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県西 土木事務所小 田原土木セン ター	令和5年3月 20日（令和5 年1月27日、 同月30日及び 同月31日職員 調査）	（不適切事項） 工事事務において、令和3年度急傾斜地崩壊対策工事（ゼロ県債）（その1）の変更設計額の積算に当たり、公共工事設計労務単価等の改定に伴う請負代金額の変更に係る受注者との協議に基づき、改定した労務単価とすべきところ、誤って改定前の労務単価をそのまま用いて積算していたため、変更後の設計額（27,720,000円）が143,000円過小であった。その結果、変更後の契約額（26,056,800円）が134,200円過小であった。	不適切事項については、変更設計額の積算に当たり、積算内容の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、チェックリストを作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県流域 下水道整備事 務所	令和5年1月 17日（令和4 年12月1日及 び同月2日職員 調査）	（不適切事項） 支出事務において、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分委託ほか1件、支払額計1,341,164円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。	不適切事項については、担当者が一般会計の会計管理システムにおける支払確定を失念していたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、一般会計予算の執行の際は、会計管理システムにおける支出命令決裁後に、支出命令一覧照会の画面で、支払確定済みであることを複数人で確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。

(7) 企業庁

出先機関で認められた不適切事項

監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県企業	令和5年3月	（不適切事項）	

<p>庁津久井水道 営業所</p>	<p>7日（令和5 年1月10日職 員調査）</p>	<p>契約事務において、相模原 市緑区青野原844番地付近配水 管布設工事（概数設計）1 件、62,421,700円の検査に当 たり、政府契約の支払遅延防 止等に関する法律で定められ た期限の1日後に検査を完了 していた。</p>	<p>不適切事項については、工事完 成検査に当たり、受注者の検査希 望日が検査期限内であるかの確認 が不十分であったことによるもの である。 今後は、このようなことがない よう、担当者が十分に検査期限を 確認するとともに、受注者への周 知も行き、完成届の日付及び検査 実施の期限日が確認できるリスト を作成し、複数の職員による確認 体制を強化することにより再発防 止に取り組み、適正な事務執行に 努める。</p>
<p>神奈川県企業 庁藤沢水道営 業所</p>	<p>令和5年3月 20日（令和5 年2月2日及 び同月3日職 員調査）</p>	<p>（不適切事項） 工事事務において、企藤第 101号藤沢市湘南台6丁目26番 付近配水管改良工事（概数設 計）（ゼロ県債）の変更設計 額の積算に当たり、変更で追 加した基準点復元測量につい て、その費用を現場管理費及 び一般管理費等の積算対象に 含めていたため、変更後の設 計額（84,645,000円）が 143,000円過大であった。その 結果、変更後の契約額 （76,956,000円）が129,800円 過大であった。</p>	<p>不適切事項については、設計書 作成過程において、設計担当者の 再確認及び検算者のチェックが不 十分であったことによるものであ る。 今後は、このようなことがない よう、複数職員による積算内容の 確認体制を強化するとともに、事 例集に掲載することで情報の共有 化を図ることにより再発防止に取 り組み、適正な事務執行に努め る。</p>
<p>神奈川県企業 庁海老名水道 営業所</p>	<p>令和5年3月 30日（令和5 年2月16日職 員調査）</p>	<p>（不適切事項） 工事事務において、企海第 19号海老名市柏ヶ谷608番地付 近配水管改良工事の変更設計 額の積算に当たり、変更で追 加した基準点の保全測量につ いて、その費用を現場管理費 及び一般管理費等の積算対象 に含めていたため、変更後の 設計額（93,357,000円）が 176,000円過大であった。その 結果、変更後の契約額 （91,375,900円）が172,700円 過大であった。</p>	<p>不適切事項については、変更で 追加した基準点の保全測量を積算 システムに入力する際、管理費区 分を選択しなかったこと及び積算 結果の複数職員による確認が不十 分であったことによるものであ る。 今後は、このようなことがない よう、所内で注意喚起するととも に、設計積算チェックリストに本 事例を追加して徹底を図るなど、 複数職員によるチェック体制を強 化することにより再発防止に取 り組み、適正な事務執行に努め る。</p>

<p>神奈川県企業 庁大和水道営 業所</p>	<p>令和5年3月 29日（令和5 年2月13日職 員調査）</p>	<p>（不適切事項） 支出事務において、令和4 年4月分のガス料金（3,245 円）について、支払期限まで に支払を行っていなかった。 その結果、延滞利息14円及び 口座振替割引取消額55円を支 払っていた。</p>	<p>不適切事項については、支出事 務における書類の整理及び支払期 限の確認が不十分であったことに よるものである。 今後は、このようなことがない よう、支払確認一覧表を課内に掲 示し、支払手続の都度、手書きで 記入することにより、複数名によ る確認を徹底して進捗管理体制を 強化することにより再発防止に取 り組み、適正な事務執行に努め る。</p>
---------------------------------	--	--	---